

枚方市子どもの交通安全プログラム

～子どもの移動経路・通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和7年（2025年）3月

1. プログラムの目的

平成 24 年（2012 年）、全国において登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、各小学校の通学路において関係機関が連携して緊急の合同点検を実施し、必要な対策を講じるとともに、平成 26 年度（2014 年）には「枚方市通学路交通安全プログラム」を策定し、継続的に通学路の安全確保に取り組んできました。

その後、令和元年（2019 年）に滋賀県大津市において園外活動中の園児たちが巻き込まれる事故が発生したことから、「枚方市通学路交通安全プログラム」を踏襲した上で、未就学児を対象に加えた「枚方市子どもの交通安全プログラム」を令和 3 年（2021 年）に策定し、この新たなプログラムに基づき、関係機関による推進体制のもと、子どもを守る交通安全対策に取り組んでいるところです。

今後は本プログラムに基づき、関係機関が連携して、子どもの集団移動経路における安全確保を図っていきます。

2. 子どもの集団移動経路交通安全の推進体制

関係機関の連絡・連携を図るため、以下の推進体制を構築します。

【各施設関係者】

- ・枚方市教育委員会総合教育部 新しい学校推進課
- ・枚方市子ども未来部 私立保育幼稚園課及び公立保育幼稚園課

【交通管理者】

- ・枚方警察署
- ・交野警察署

【道路管理者】

- ・枚方市土木部 交通対策課

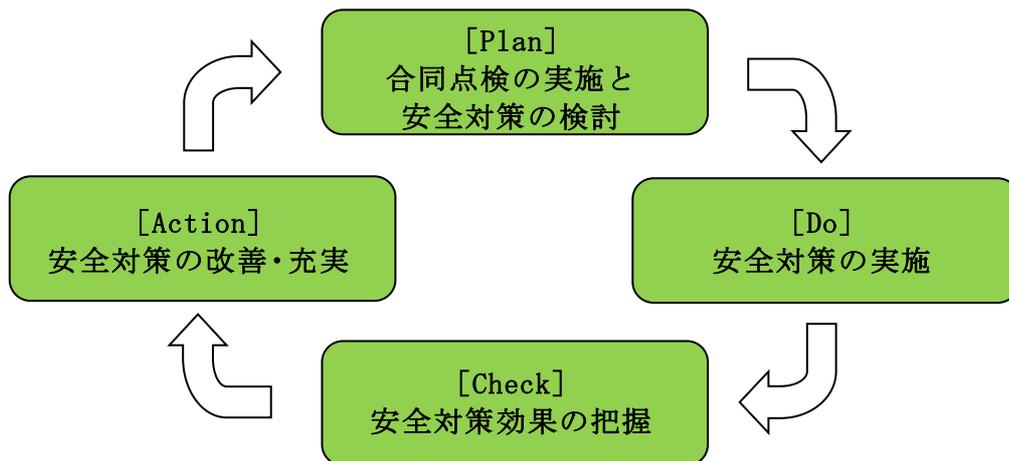
※必要に応じ、国土交通省大阪国道事務所 及び 大阪府枚方土木事務所

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に子どもの集団移動経路における安全を確保するため、未就学児の集団移動経路の緊急合同点検後も、従前より行っている合同点検を継続するとともに、PDCAサイクルを繰り返すことで、子どもの集団移動経路における安全性の向上を図っていきます。

【子どもの移動経路における安全確保に向けたPDCAサイクル】



(2) 危険箇所の把握及び合同点検の実施

子どもの集団移動経路における危険箇所の抽出は、各施設において行います。この時点で、より安全な移動経路の確保が可能であれば、移動経路の変更を行います。

抽出された危険箇所を精査し、必要に応じて、各施設関係者、交通管理者、道路管理者の関係機関が合同点検等の現地調査を実施します。

(3) 任意の安全点検

必要となった場合は適宜、実施します。

(4) 安全対策の検討

安全対策の検討では、対策必要箇所における安全対策を加速させるため、点検により確認された危険内容によってソフト・ハードの両面から即効性の高い対策を実施します。

【安全対策として考えられるメニュー（例）】

ソフト面の対策	ハード面の対策
① 集団移動経路の変更	① 通学路のカラー化（グリーンライン）
② 見守り活動	② 外側線の設置・再表示
③ 交通安全教育	③ 路面標示の設置・再表示
④ 注意喚起	④ 注意喚起電柱幕の貸与
⑤ 警戒・取締り	⑤ 防護柵の設置・修繕
⑥ 交通規制 等	等
	※当該プログラムにおけるハード面の対策は、現況の道路用地内で実施可能な即効性のある対策を行うことを原則とします。

(5) 安全対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係機関で十分な連携を図ります。

(6) 安全対策効果の把握

点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が得られているのか把握に努めます。また、対策実施後の効果を把握するための手法等については別途、関係機関で協議します。

(7) 安全対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果等を踏まえて、対策内容の改善・充実に努めます。

4. 安全対策一覧表及び安全対策箇所図の公表

枚方市内の小中学校や幼稚園、保育所等ごとの点検結果や対策内容等については、関係機関で認識を共有するため、「対策箇所一覧表」を作成し、公表していきます。

ただし、子どもの移動経路が特定されるといった防犯上の懸念があるため、関係機関との協議により、公表の可否、内容及び方法を検討します。